

ペデストリアンデッキ

エレベータ保守点検業務委託仕様書

ペDESTリアンデッキエレベータ保守点検業務委託仕様書
(自動点検・遠隔監視付保守契約)

1. 昇降機

本契約の対象となる昇降機(以下「本件昇降機」という。)は、次に記載する昇降機とする。

所在地 箕面市坊島四丁目、西宿一丁目 みのおキューズモール内
ペDESTリアンデッキ東・中央・西

機種及び台数 乗用エレベータ(WP-11-CO45-2T)3台
(設置年月 平成15年9月)

付加装置 停電時自動着床装置・音声合成オートアナウンスシステム・車椅子仕様

2. 作業の範囲

本件昇降機について、次の作業をフルメンテナンス契約に基づき実施するものとする。

①自動点検付遠隔監視サービス

別紙「エレベータ自動点検付遠隔監視サービス特記仕様書」(以下「サービス特記仕様書」という。)に基づき遠隔監視サービス(以下「遠隔監視サービス」という。)を実施する。

②技術者派遣の保守点検

3ヶ月に1回技術者を派遣し、本件昇降機の保守点検作業を実施する。

③修理又は取替工事

受託者の判断により必要と認めた場合は、次に記載する昇降機機器の構成部品の修理又は取替えを行うものとする。なお、この修理又は取替えは、昇降機を通常使用する場合に生じる摩耗及び劣化についてのみ行うものとし、かかる費用は受託者が負担するものとする。

巻上機、電動機、调速機、制御器、各ワイヤーロープ、移動ケーブル、塔内機器、その他付属装置

④緊急時の対応

不時の故障で箕面市から通報のあった場合又は受託者が別紙「サービス特記仕様書」第3項②の遠隔監視により本件昇降機の異常を受信した場合は、技術者を派遣して適切な処置を行うものとする。

3. 本業務委託対象外の作業

①昇降かご、かご床タイル、各階出入口戸、三方枠、敷居、操作盤など意匠部品の修理又は取替え並びに塗装及び清掃

②巻上機、電動機、制御器などそれぞれの機器の一式取替え

③遠隔監視用通信回線の配管配線の修理又は取替え

④本件昇降機の修理又は取替えに必要な一切の建築関係工事

⑤機械室、昇降路などの建築関係及び機械室付属設備是正の工事

4. 作業時の連絡

受託者は、保守点検業務の作業を行うにあたり、利用者に対して、本件昇降機の運転を完全に休止することを周知しなければならない。

5. 監視装置など

受託者は、遠隔監視サービスを行うため、受託者所定の遠隔監視装置及び通信回線を設置するものとする。

エレベータ自動点検付遠隔監視サービス特記仕様書

1. 受託者は、自動点検付遠隔監視サービスを行うため、受託者所定の監視装置を本契約の対象となる昇降機(以下「本件昇降機」という。)機械室又は昇降路内に設置し、受託者の監視センターと通信回線を介して接続すること。
2. 受託者は、業務を実施するにあたり施行計画書を市担当者へ提出すること。なお、施行計画書には、下記の項目について記載すること。
 - ①委託概要
 - ②日常管理体制・方法
 - ③定期点検方法
 - ④異常時の対応方法
 - ⑤運転休止の周知先
 - ⑥作業安全衛生管理
 - ⑦緊急時連絡先
3. 受託者は、下記のとおり毎日1回の「自動点検」並びに毎日24時間の「遠隔監視及び状態監視」を行うこと。
 - ①自動点検による性能確認(毎日1回)
受託者は、監視装置による自動点検運転を行い、下記の項目について性能確認を行うこと。
 - 1)起動・加速・定速走行・減速・着床までの運転状態
 - 2)ブレーキ動作状態
 - ②遠隔監視(毎日24時間)
受託者は、監視装置により下記の項目について遠隔監視を行うこと。
 - 1)非常時におけるかご内との双方向通話
 - 2)下記の事象発生による自動通報の受信
起動不能、安全装置動作、電源系統異常、ドア開閉異常、乗客の閉じ込め
 - 3)非常時におけるかご内の映像確認
 - ③状態監視(毎日24時間)
受託者は、監視装置により下記の項目について状態監視を行うこと。

1)機械室温度、制御盤温度確認	6)ゲートスイッチ、ドアスイッチの動作確認
2)ブレーキ動作状態	7)かご照明、停電灯の球切れの有無(電球タイプ)
3)電磁接触器、制御機器の動作確認	8)外部連絡装置のバッテリー状態確認
4)戸の開閉状態確認	9)安全スイッチの動作確認
5)かご、乗場押しボタンの動作状態確認	10)運行性能確認
4. 受託者は、前項の業務の結果に基づき、下記の事項についての報告書を毎月提出すること。なお異常が発見された場合には、直ちに箕面市へ連絡すること。

①状態監視結果	⑤かご内照明点灯時間
②運転回数	⑥カメラ動作状態(かご内映像確認カメラ付きの場合)
③運転時間	⑦異常の有無
④扉の開閉回数	⑧遠隔監視受信記録

5. 第3項②の遠隔監視により本件昇降機の異常を受信したときは、直ちに技術者を派遣し適切な処置を行うこと。
6. 定期的に技術者を派遣し、受託者の費用において監視装置の点検を行うこと。
7. 自動点検付遠隔監視サービスを行うために受託者が設置した全ての監視装置、電話加入権は、受託者の所有とする。
8. 自動点検付遠隔監視サービスに必要な通信費用は、受託者が負担すること。